

「防災・減災、国土強靱化対策」の拡充を求める意見書

本年1月1日に最大震度7を観測した「令和6年能登半島地震」は、特に能登半島において甚大な被害をもたらした。

能登半島は、三方を海に囲まれた特徴ある地形であり、交通網が脆弱で災害時アクセスルートの確保等、様々な課題が浮き彫りとなり、「半島防災」という新たな視点も生み出した。

今回の震災から得られた教訓を活かしながら、引き続き「災害に屈することのない強靱な国土づくり」を進めることが必要不可欠である。

現在、令和7年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（以下、「5か年加速化対策」という。）」により、国と地方公共団体が一体となってハードとソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しているが、対策が必要な箇所は未だ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的な目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要である。

本市においても、5か年加速化対策を活用し、市域の強靱化対策を強化してきたところであるが、魚津断層帯に係わる地震・津波等の発生が危惧されている事柄に対して、事前防災及び減災の取組を引き続き推進し、市内の脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持する必要性は未だに高く、今回の能登半島地震の教訓を踏まえ、その重要性は高まっている。

とりわけ、国道や県道・市道の更なる強靱化は、災害時においても避難と物資流通の陸上移動の重要な基幹となり、最大限の強靱化とも捉えても過言ではない。

地方の地域住民の安全・安心を確保し、大都市への過度な一極集中から脱却するためにも、地方の強靱化対策とそれを担う建設業等の体制整備は必要不可欠である。

よって、本市議会は、国・政府に対し「防災・減災、国土強靱化対策」を、より一層推進するため、次の措置を講じることを強く求める。

1. 5か年加速化対策期間完了後においても、昨今の甚大な被害をもたらす地震、豪雨、豪雪等の災害状況を踏まえた上で、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な事業規模を充分確保した「国土強靱化実施中期計画」を令和6年度内早期に策定すること。
2. 道路、電気、通信、上下水道等のライフラインの寸断など、能登半島地震による甚大な被害に鑑み、「国土強靱化実施中期計画」の策定に当たっては、国土強靱化の対象事業を拡大するとともに、耐震化の更なる強化や災害時における代替路線の整備の加速化等を行うこと。また、資材価格の

高騰及び賃金水準の上昇も踏まえ、別枠による必要かつ十分な予算の確保等、対策の抜本的強化を図ること。なお、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れが見られる地域に充分配慮すること。

3. 令和6年度で終了することとされている「緊急浚渫推進事業」令和7年度で終了することとされている「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」等については、地方公共団体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にする等、地方財政措置を拡充すること。
4. 建設業における労働環境の改善を進め、人材の確保と育成及び次世代への技術力の継承に向けた環境整備に積極的に取り組むこと。
5. 社会資本の適切な整備及び管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員の確保並びに体制の維持及び充実に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月19日

衆議院議長 様 ほか

富山県魚津市議会
議長 浜田 泰友